

平成 26 年 11 月 25 日

各 位

会社名 国際投信投資顧問株式会社  
(管理会社コード：15524)  
代表者名 取締役社長 田中 裕之  
問い合わせ先 ティスクロージャー部長 永田 英二  
TEL 03-5221-6110

「国際の E T F V I X 短期先物指数」  
投資信託約款の変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

「国際の E T F V I X 短期先物指数」の投資信託約款の変更について、下記の通り決定いたしましたのでご連絡いたします。 謹白

記

[上場 E T F の名称]

追加型証券投資信託 国際の E T F V I X 短期先物指数 (銘柄コード：1552)

[変更の内容]

・投資信託約款の変更および投資信託契約の解約に関する書面決議に係る受益者数要件の廃止  
・デリバティブ取引等に係る投資制限の追加  
に関する変更を行います。(次頁以降の「新旧対照表」をご参照ください。)

[変更の理由]

「投資信託及び投資法人に関する法律」および「金融商品取引業等に関する内閣府令」等の平成 26 年 12 月 1 日付け改正に伴い所要の措置を講ずるものです。

[投資信託約款の変更と書面決議の手続き]

重大な投資信託約款の変更には該当しないため、書面による決議は行っていません。

[変更の日程]

平成 26 年 11 月 27 日 内閣総理大臣への投資信託約款の変更の届出日 (予定)

平成 26 年 12 月 1 日 投資信託約款の変更日

[当該投資信託約款（の変更）に係る新旧対照表]

\_\_\_\_\_部分が変更部分を示します。

変更後（新）	変更前（旧）
<p>—運用の基本方針—</p> <p>3. 投資制限            (1) ～ (3) (略)  <u>(4) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</u></p>	<p>—運用の基本方針—</p> <p>3. 投資制限            (1) ～ (3) (同左)            (新設)</p>
<p><u>(デリバティブ取引等に係る投資制限)</u>  <u>第 22 条の 2 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。</u></p>	<p>(新設)            (新設)</p>
<p>(信託契約の解約)            第 43 条 (略)            ②～④ (略)            ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。            ⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の解約)            第 43 条 (同左)            ②～④ (同左)            ⑤ 第 3 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数</u>をもって行います。            ⑥ (同左)</p>
<p>(信託約款の変更)            第 49 条 (略)            ②～③ (略)            ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行います。            ⑤～⑥ (略)</p>	<p>(信託約款の変更)            第 49 条 (同左)            ②～③ (同左)            ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の<u>半数以上であって、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数</u>をもって行います。            ⑤～⑥ (同左)</p>

以 上